

いじめ防止基本方針 (R7年度)

堺市立福田小学校

目次

- 1, いじめの定義
- 2, いじめ発生時の対応組織
- 3, 未然防止に向けて
- 4, 早期発見に向けて
- 5, 対応・早期解決に向けて
- 6, いじめアンケート調査の実施
- 7, 校内いじめ対策委員会の設置及び校内研修の実施
- 8, ネット上のトラブル対応について
- 9, いじめ防止対策における留意事項
- 10, いじめ防止に関する年間指導計画
- 11, 市教委への報告について
- 12, 関係機関について

1. いじめの定義

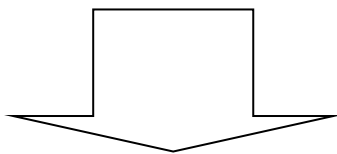
○いじめの定義について（いじめ防止対策推進法より）

（第2条 いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめの理解・防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子にも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が必要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関などとの連携のもと取り組むものとする。



いじめに対する基本認識

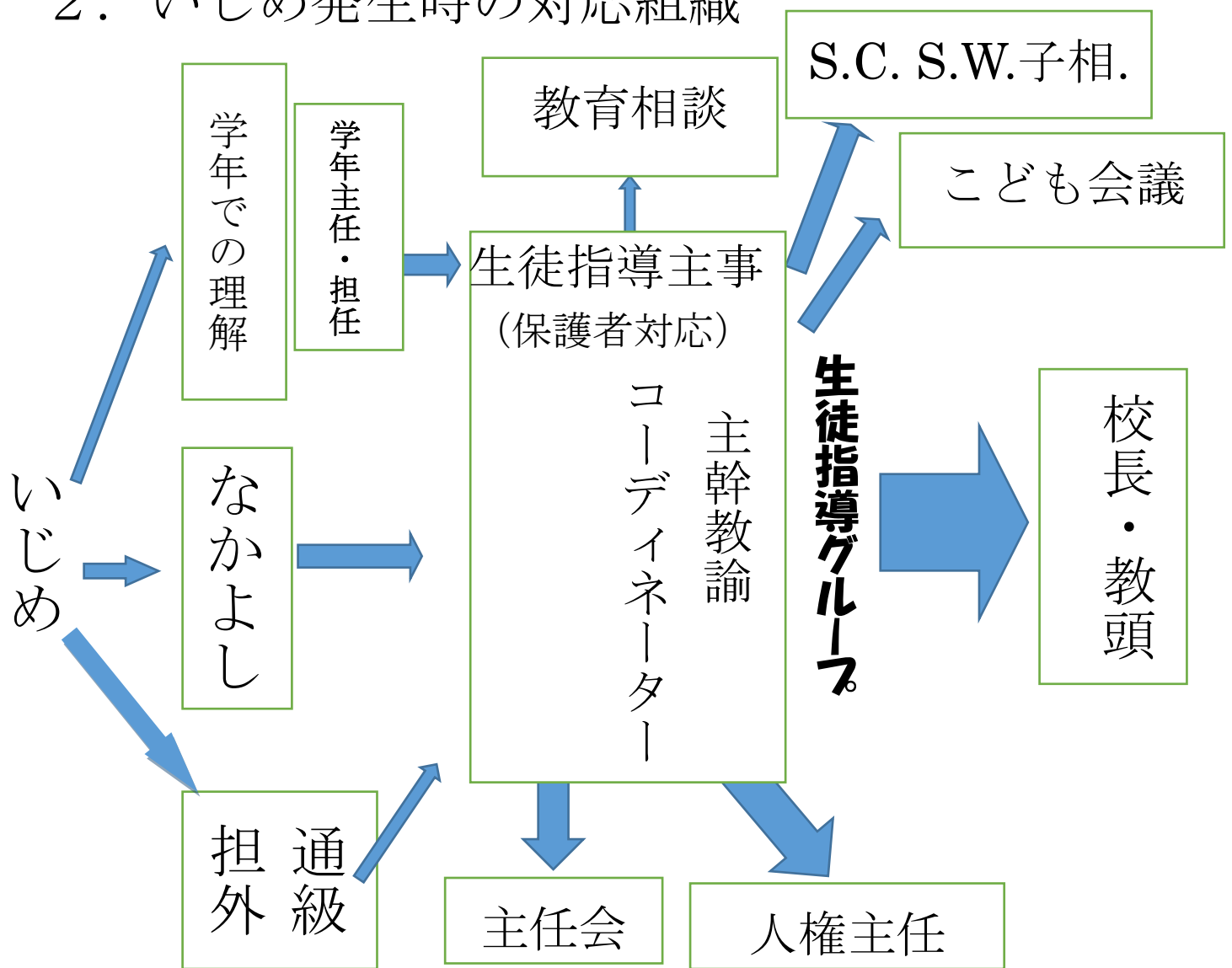
いじめに対する本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」との認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校を全校あげてつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援をおこない、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応を行い、いじめに至った背景・事情を把握し粘り強い指導をおこなう。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

いじめは「どの子どもにも起こりうること」「決して許されない行為である」ということを十分に認識し、まずは未然防止にあたっていくことが必要である。

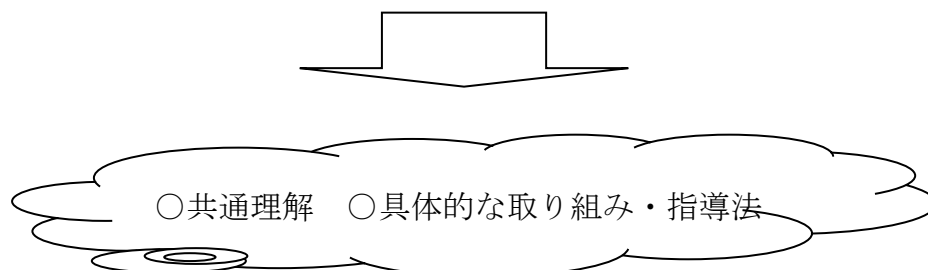
また、「いじめがいけないことである」ということは、子どもを含め誰もが理解しているにもかかわらず発生するとの前提に立ち、被害児童・加害児童の認識、また背景、事情なども含め学校全体でどう対応していくか共通理解し、取り組んでいく。

2. いじめ発生時の対応組織



報告・連絡・相談の徹底

報告・連絡はもとより、必ず一人で抱え込まず相談を徹底する。



(注意事項)

連絡・報告の際

- ① どのような対応を行ったか
- ② どのような反応であったか
- ③ 現状と今後の見通し

を忘れずメモしておく。

3. 未然防止に向けて

学校の教育活動を、人権尊重の精神に基づいて展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめを自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識の醸成や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、担任による相談・指導をおこなうとともに、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払うとともに人権研修を行う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害（発達障害を含む）などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の点検、相談窓口の周知をおこなう。
- (7) 地域や関係機関と情報交換をおこない、連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり等、日々の授業の工夫・改善を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談、読書活動の推進等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスの解消法を指導していく。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が実態把握に努める。

- (1) 子どもがいじめを疑う。（いじめ対応チェックリスト等の利用）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。（あのねアンケート，生活ノート，個別面談等の利用）
- (3) 子どもの行動を注視する。（いじめ対応チェックリストの利用）
- (4) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート，電話・家庭訪問，PTA実行委員会等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（見守り活動との連携，4校連絡会，地域行事への参加等）

5. 対応・早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認をおこなう。
- (2) 学級担任が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
また、懲戒時の指導の在り方には細心の注意を払い、即効性のみを追求することなく、粘り強い指導を継続していく。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) およそ3か月間いじめとの認識がない状態が続いた後も、保護者と継続的な連絡をおこなう。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6. いじめアンケート調査の実施

毎学期1回以上（6月・10月・12月・3月）計4回、あのねアンケート（いじめアンケート）調査を実施する。また、いじめ事案が生じたときには、必要に応じ、いじめ実態調査を実施し、早期に適切な対応をおこなう。

7. 校内いじめ対策委員会の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年1名を構成員とし、校内いじめ対策委員会を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検をおこなうとともに、必要に応じて見直しを図るなど、取組の工夫・改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、すみやかに校長および教頭に連絡し、校内いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。
- (2) 学級担任・当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認をおこなう。
- (3) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応する。

※いじめ等、重大事態の認知後すみやかに、教育委員会に報告をおこない、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査をすすめるとともに、対応の状況について教育委員会に適宜報告を行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、特に高学年を中心として子どもの携帯所持率が高くなっているが、ネット上のトラブルは大人の目に触れにくく、発見しにくい。

子どもたちには、授業等でネット上のトラブルが起こらないよう指導するなど、その未然防止に努める。※子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。携帯電話の所持については『携帯電話使用許可証』の提出がない限りは持っていないこととする、を徹底する。その上で、学校側から昨今の携帯電話トラブルの未然防止を啓発する文書を児童に配布する。また、保護者に向けても入学時や転入時、懇談会等でこれらについての理解を求める。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、関係機関の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに※中堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

※最終ページ参照

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) 被害、加害児童に対して、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) 【傍観者への対応】 いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをとめることはできなくても、いじめられている児童の力になる方法をあらかじめ指導する。
 - 通報（知らせる）⇒保護者・先生
 - 寄り添う態度⇒休憩や放課後などでコミュニケーションをとる、など
- (5) 【観衆への対応】 いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。

10. いじめ防止に関する年間指導計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門機関（市教委含む）	点検・評価
4	入学式 始業式 1年生を迎える会 内科検診・身体測定 学習参観	校内研修全体会 いじめ対策委員全体会 （～3月） 読書推進運動（～3月） 見回り活動（校区巡回） （～3月） 職員会議での報告 （～3月） 障害者理解啓発授業 （～3月） 職員あいさつ運動（～3月） チャレンジ（なわとび・すもう等） （～3月）	特別活動	児童会担当 担当学年 生徒指導主事 養護教諭 特別支援コーディネーター 図書担当・担当学年 生指委員会 生徒指導主事 特別支援主任 担当学年 保健・体育委員会	校医	不登校 欠席調べ
5	校外学習 体育大会		体育	担当学年 担当学年		不登校 欠席調べ
6	スポーツテスト 学校水泳（～7月） 地域青少年健全育成協議会 環境美化運動 個人懇談会	いじめアンケート①	体育	担当学年 担当学年 地域行事担当 生指・担当学年 担当学年		不登校 欠席調べ
7		非行防止教室（5年） CAP体験（4年）		担当学年 担当学年	堺少年サポートセンター	不登校 欠席調べ

	終業式 教育相談	生徒指導全体研修会 (いじめ対策委員全体会) 研修全体会 (人権含む)		管理職・特別支援コ ーディネーター 生徒指導主事 担当学年・特別支援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー・生徒指導 研修主任・人権主但	ス ク ー ル カ ウ ン セ ラー	学期末の 問題行動 調査
8	夏季休業	教員対象の研修会		生徒指導主事	指導主事	
9	始業式 身体測定 学習参観 すもう大会 (～10月)	非行防止教室 (6年)		担当学年 担当学年 養護教諭 児童会担当	警察署 校医	不登校 欠席調べ
10	連合運動会 (6年) 学習参観 校外学習 臨海学校 (5年)	いじめアンケート② 参観 (人権啓発授業) SAFEプログラム (1, 2年) 中区あいさつ運動	体育	担当学年 担当学年・体育委員 会 生指・担当学年 担当学年 担当学年 担当学年 児童会・生指委員会		不登校 欠席調べ
11	連合音楽会 (4年) にんげん学習交流 会 (6年) 修学旅行 (6年)		音楽 道徳	担当学年 担当学年 担当学年	堺人研	不登校 欠席調べ
12	個人懇談会 終業式	いじめアンケート③		担当学年 生指・担当学年		不登校 欠席調べ 学期末の 問題行動 調査
1	始業式 堺人権教育研究大 会			人権主但・担当学年	堺人研	不登校 欠席調べ
2	学習参観					不登校欠 席調べ

3	卒業式 修了式	いじめアンケート③ 研修全体会（人権含む） いじめ対策委員全体会		生指・担当学年 研修主任・人権主但 生徒指導主事		不登校 欠席調べ 年度末の 問題行動 調査
---	------------	--	--	--------------------------------	--	-----------------------------------

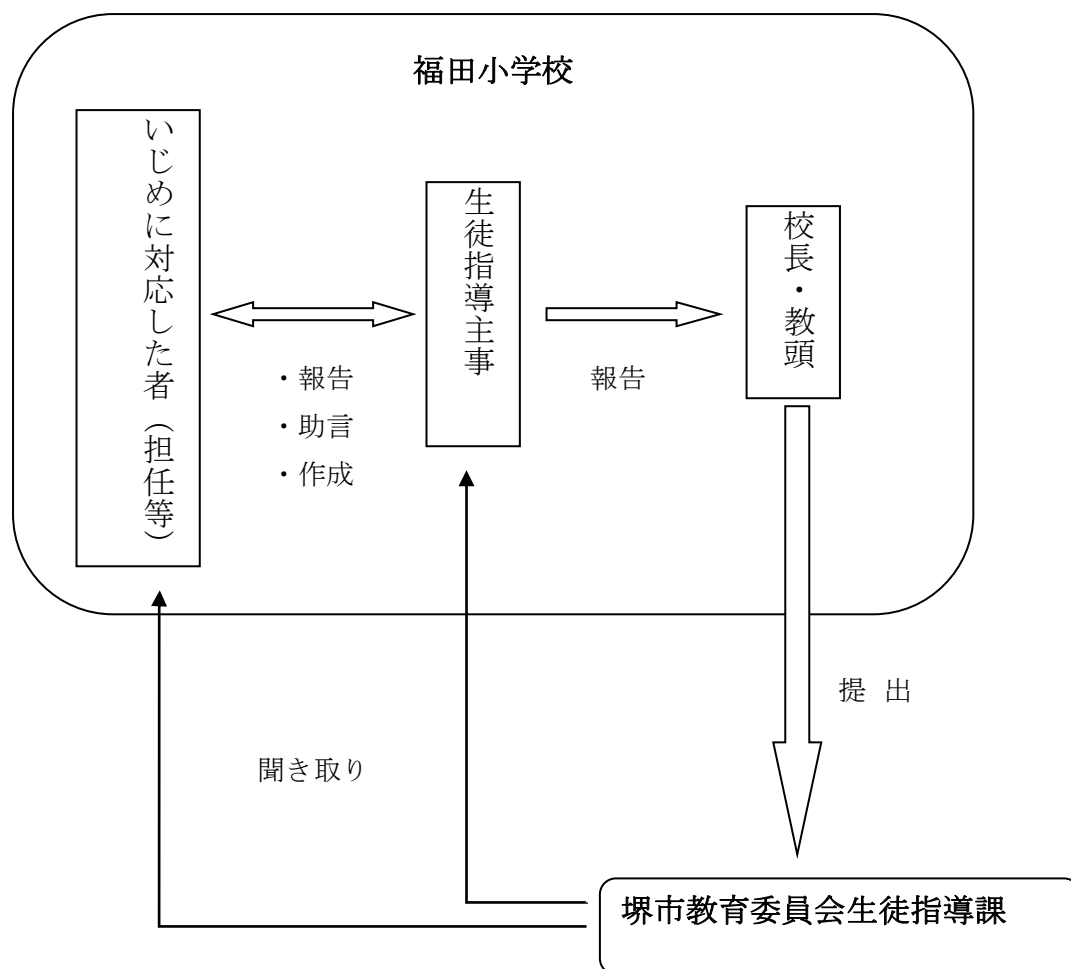
1 1. 市教委への報告について

市教委の報告書については、①いじめ報告書（ネットいじめ以外）と②ネットいじめ報告書の2種類がある。生徒指導主事が報告書のテンプレートを管理し、管理職が原本を保管する。

また、生徒指導主事が報告者として、いじめに対応した者（担任等）とともに聞き取ったことを記入することとする。いじめの対応について一定の見通しがたったとき市教委に提出するとともに、逐次状況報告を行う。

※ただし、いじめについて、重大事態に陥るケースについては、これに当てはまらない。

<基本的な報告の流れ>



<記入上の留意点>

- 被害児童，加害児童の名前を正確に記入すること。
- 対応の概要がわかるように具体的に記入すること。
- 加害児童から被害児童への謝罪の有無や加害児童の保護者から被害児童の保護者への謝罪の有無について必ず記入すること。

(様式1)

「いじめ報告書」(ネットいじめ以外)

報告日	月 日 ()	報告者		
学校名	学校	校長氏名		
学年・組	年 組	担任氏名		
被害児童生徒名			性別	
加害児童生徒名 (学年・組・性別)				
1. いじめ発見のきっかけ (担任等の発見、保護者の訴え、本人の訴え等)				
2. いじめ発生の主な原因				
3. いじめの概要 (いつ頃、どこで、どのような、いじめの態様等)				
4. 被害児童生徒の状況				
5. 加害児童生徒の状況				
6. 学校の対応				
・被害児童生徒及び保護者に対して				
・加害児童生徒及び保護者に対して				
・その他 (啓発活動等)				

(様式2)

「ネットいじめ報告書」

報告日	月 日 ()	報告者	
学校名	学校	校長氏名	
学年・組	年 組	担任氏名	
被害児童生徒名		性別	
1. いじめ発見のきっかけ（担任等の発見、保護者の訴え、本人の訴え等） 2. いじめ発生の主な原因 3. いじめの概要（いつ頃、どこで、どのような、いじめの態様等） 4. 被害児童生徒の状況 5. 加害児童生徒の状況 6. 学校の対応 ・被害児童生徒及び保護者に対して ・加害児童生徒保護者に対して ・削除依頼等の状況 ・啓発活動について ・その他			

12. 関係機関について

＜児童生徒のための相談窓口＞

- ・ 学校教育部生徒指導課 TEL 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 3 6
- ・ 電話教育相談ころほーん TEL 0 7 2 - 2 7 0 - 5 5 6 1 (24 時間 365 日)
- ・ 面接相談 (電話予約)
 - ソフィア教育相談 TEL 0 7 2 - 2 7 0 - 8 1 2 1
 - ふれあい教育相談 TEL 0 7 2 - 2 4 5 - 2 5 2 7
- ・ ネットによるいじめ
インターネットで『堺市 STOP ネットいじめ』を検索

＜関係機関＞

- ・子ども相談所 TEL 072-245-9197
- ・中堺警察 TEL 072-242-1234
- ・堺少年サポートセンター 少年育成室 (大阪府警察本部少年課)
TEL 072-274-2355